

確定申告の季節になりました。

年が明けたのも束の間ですが、平成 23 年度分の確定申告の準備は整いましたでしょうか？

毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日の所得を計算し、納付すべき所得税額を確定して 24 年の 2 月 15 日から 3 月 15 日までに申告をすることが必要です。

会社員の殆どが年末調整という形でその計算を会社が行っておりますから他の所得等がない場合や控除の追加がない場合には確定申告は不要になります。

確定申告をしなければならない人とは？

一例として

- ①個人事業者
- ②給与の収入金額が 2,000 万円を超える方
- ③給与を 1ヶ所から受けていて、各種所得金額(給与所得・退職所得は含みません)の合計額が 20 万円を超える方
- ④給与を 2ヶ所以上から受けていて、年末調整をしなかった給与の収入金額と各種所得金額(給与所得・退職所得は含みません)の合計額が 20 万円を超える方
- ⑤公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差引くと残額がある方

などがあげられます。

確定申告をした方がよい人とは？ ～確定申告すると、税金が戻ってくる？

次のような場合に還付申告をすることができます。

- ①年の途中で退職し年末調整を受けずに源泉徴収税額が納め過ぎとなっているとき
・・・短期間労働契約に伴い、年内に退職され再就職していない方なども含まれます
- ②一定の要件のマイホームの取得などをして、住宅ローンがあるとき
・・・取得初年度のみの申告で、以後は年末調整で行います。
- ③多額の医療費を支出したとき・・・一般的には支払医療費が 10 万円以上を目安とします。
- ④特定の寄付をしたとき
- ⑤配当所得があり配当控除を受けるとき
- ⑥災害や盗難などで資産に損害を受けたとき

☆ 今年の注意点

- ① 0 歳から 15 歳までの年少扶養控除(38 万円)の廃止
- ② 16 歳から 18 歳までの特定扶養部分(25 万円)の廃止
- ③ 東日本大震災の被災者等に対する税制上措置
- ④ 東日本大震災に対する寄付金控除

当事務所には各分野の専門スタッフが大勢おりますので、上記以外のお悩みやご要望についても対応しております。お気軽にご連絡下さい。